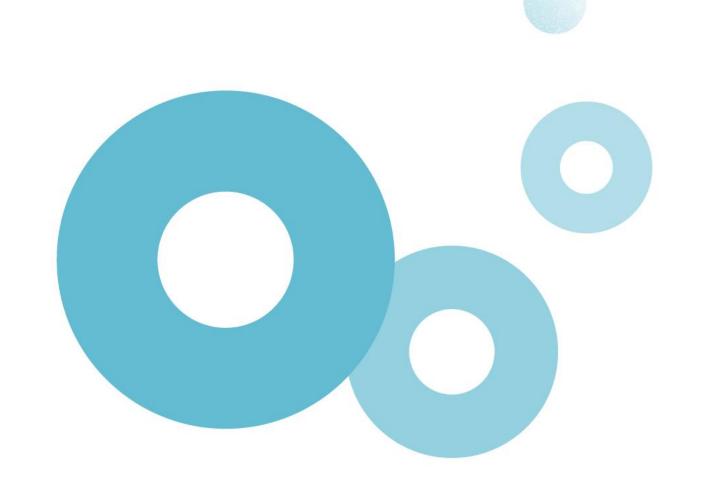


cybozu.com 「再利用許諾条件」 の補足

2025年6月

サイボウズ株式会社



# 目次

- 1. 従来の「第三者利用許諾条件」の構成と名称を変更
- 2. 再利用の留意点(エンドユーザーごとのストアアカウント登録)
- 3. 「再利用」と位置づけられるケース
- 4. FAQ

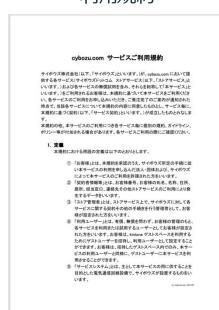


# 1. 従来の「第三者利用許諾条件」の構成と名称を変更

改定前は「(1) 企業間利用(契約者も利用)」「(2)再利用(契約者は利用せず)」の**二部構成**であり、 名称は「第三者利用許諾条件」でした。

改定後は**「再利用」のみ記載**し、名称が「再利用許諾条件」に変更となります。

#### 利用規約



#### 従来の第三者利用許諾条件

cybozu.com サービス 第三者利用許諾条件

お客様が、cybazu.com サービスご利用規約(以下、「本規約としてはす。)第25条第1項第2号の定数に基づき、自 5の部度するストアサービスを用いて統三者(以下、「エンドユーザー」といてはす。)に対しホサービスの利用を許諾する場合の

条件(以下、「本条件」といいます。)について、以下のとおり定めます。本規約第19条第2項および第3項の規定は、お客

お客様またはお客様に所属する個人が、本規約における「利用ユーザー」としてエンドユーザーとともに本サービスを利用

用する場合については、お客様は本規約の定めのほか、上記に加えて、以下の条件すべてに同意するものとします。 (1) お客様は、エンドユーザーに対する利用針粒に関い、エンドユーザー等に cybozu.com ストアのアカウント登録を行

(2) お客様は、エンドユーザーの入力データ(アクセスログを含む)について、当該エンドユーザーからの事前の書面による

承諾がある場合を除き知得することができないものとします。また、エンドユーザーからの承諾に基づいて入力データを知

得した場合には、入力データの一切を検記として保持する義務を負うものとし、エンドユーザーの文書による同意がある

場合を除き、入力データの一部または全部について、エンドユーザーから承認を得た目的外での使用、第三者に対す

は、サイボウズからの要求に基づき、エンドユーザー情報の提供、その他サイボウズとエンドユーザーとの直接の契約への

お客様は、本条件に定める条件の違反、その他不適切な両利用許諾を増設としてサイボウズより指示があった場合に

る開示、 凝凍、 公害、 使用 許諾、 譲渡、 貸与等を一切行わないものとします。

移行に最大限協力するものとします。



名称を「再利用許諾条件」に変更





**削除 (**利用規約で実質的に カバーされている)

(2) **再利用** (契約者は利用せず)



維持

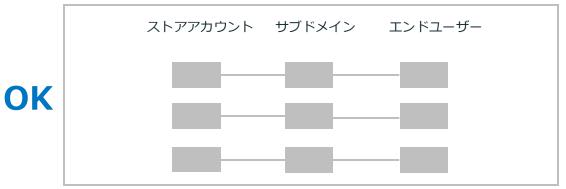


# 2. 再利用の留意点(エンドユーザーごとのストアアカウント登録)

再利用の場合は、エンドユーザー(企業)ごとに**ストアアカウントおよびサブドメインを登録**してください。

## ■パターンA

エンドユーザーごとにストアアカウントとサブドメインが登録されている



#### 再利用許諾条件より:

(2) お客様は、エンドユーザーに対する利用許諾に際し、**エンドユーザー毎にストア管理者アカウントおよび**当該ストア管理者アカウントに紐づくサブドメインの登録を行い、エンドユーザーに当該サブドメインの環境を利用させるものとします。

## ■パターンB

エンドユーザーごとにストアアカウントが登録されていない



## ■パターンC

エンドユーザーごとにストアアカウントもサブドメインも登録されていない





# 3. 「再利用」と位置づけられるケース

契約者が形式的にユーザー登録されていて**実質的な利用がない場合は「再利用」**に位置づけられます。 (規約には以下の例は記載されていません)

### ■「再利用」となる例

- ① 契約者はユーザー登録をしているが、契約者が開発したkintoneアプリ等を**社外のエンドユーザー に利用させるのみ**であり、契約者がそれらを共同で利用しない場合
- ② 契約者はユーザー登録をし、契約者が開発した kintoneアプリ等を外部のエンドユーザーに利用 させ、**契約者は設定等のサポートや管理業務のみ** を行う場合

<u>エンドユーザーごと</u>のストアアカウント およびサブドメインの登録が必要。

### ■「企業間利用」となる例

契約者がkintone環境を**社外のエンドユーザーと** 共同で利用する場合

<u>エンドユーザーごと</u>のストアアカウント およびサブドメインの登録は不要。



# 4. FAQ

	Q	A
1	契約者がkintoneのスペースを区切って第三者に個社 ごとに利用させている一方で、契約者自身も自社で kintoneを利用しています。これは再利用ではなく共 同利用という位置づけになりますか?	契約者が第三者と同一の用途でコミュニケーションや データ共有をする場合のみ、共同利用となります。
2	親会社が1つのストアアカウントで複数の子会社に再 利用させることは可能ですか?	親会社・子会社間であれば両社は近い関係のため、親会 社が持つ1つのストアアカウントで複数の子会社にて再 利用いただいて問題ありません。(ただし親子関係でな くグループ企業の場合はこの限りではありません)



